

## 令和3年度8月専決補正予算の概要

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、繁華街の飲食店へ営業時間短縮要請が出されたことにより、飲食店取引事業者及びタクシー・運転代行業者、また要請区域の周辺に所在する飲食店等、営業に大きな影響を受けた事業者の支援を目的とした補正予算を専決処分しましたので報告します。

## 1 一般会計補正予算

(1) 現計予算額 113,802,041 千円

(2) 補正額 63,474 千円

## 【補正額の財源内訳】

国庫支出金 63,474千円(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金)

(3) 補正後の額 113,865,515 千円 (対前年度7月補正後 21,224,945千円減、▲15.7%減)

## 2 一般会計補正予算の内容

○ 営業時間短縮等影響緩和給付金 (新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金) 63,474千円

①周辺エリア飲食店等 25,200千円

営業時間短縮要請区域の周辺に所在する飲食店等を支援するための給付金。

基準月の売上高 (日額)	5万円以下/日	5万円超 ~15万円/日	15万円超/日
支給額	10万円	20万円	30万円

支給要件:4月から7月のうち最も売上高が高い月(基準月)と比較し、8月の売上高が20%以上減少していること

②納入事業者等 36,757千円

営業時間短縮要請の影響を受けた飲食店取引事業者、タクシー事業者、運転代行業者を支援するための給付金。

- ・小売(飲食料品等) 減少額の20%×14日
- ・卸売(飲料に限る) 減少額の5%×14日
- ・タクシー 減少額の15%×14日
- ・運転代行 減少額の30%×14日

※減少額:令和3年7月または6月の日平均売上高一時短縮要請期間内の日平均売上高

※支給上限額:100万円

③その他事務費(派遣職員2名等) 1,517千円